

(別添4)

第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

(令和6年3月5日記載)

今回で第三者評価の受審は5回目となります。前回の受審からコロナ感染症の影響もあり、久々の受審となりました。今回の評価では概ね良好な結果をいただきましたが、改善を必要とする点につきましては「現場職員の不足」「事業計画の主たる内容について利用者・家族への周知・理解の不足」がありました。

今後は今回高評価を戴きました項目の更なる伸長と、改善が求められた項目を施設運営の目標に組入れ、項目の全てが好評価となるような取り組みを全職員で行い、さらなる質の向上・利用者満足の向上につなげ、地域に無くてはならない施設として事業を進めてまいります。

特別養護老人ホーム 紅林荘
施設長

名取 幸一

- * 公表の同意をした場合は、評価機関に、電磁的に作成し電磁的に保存した媒体及び当該媒体を出力した書面（署名をすること。）を提出すること。
- * 評価機関は、福祉サービス事業者から提出のあった当該書面を県へ提出すること。